射水市告示第３１７号

令和８年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、令和８年度国民健康保険税納税通知書の送付に代えて公示送達する。

なお、当該書類を福祉保健部保険年金課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１０月２７日

射水市長　夏　野　元　志

１　送達すべき書類

令和８年度国民健康保険税納税通知書

２　送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

1　税目別文書
2　送達を受けるべき者の氏名

	氏名
1	馬場　大輔